

厚木市環境教育等推進協議会条例（案）の制定について

1 趣旨

厚木市環境基本条例には基本施策の一つとして、「環境に関する市民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の推進に努める」ことを掲げているとともに、第5次厚木市環境基本計画においても「環境教育・環境学習の推進」を重点取組の一つとして位置付けております。

さらに2050年のカーボンニュートラルの実現に向けても、環境に対する市民一人一人の理解促進を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による取組を推進する必要があることから、今後、家庭や学校、職場、地域等において環境教育等を推進するための行動計画を策定し、実行する必要があります。

こうしたことから、行動計画に関することを協議、検討する機関として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく委員で構成する（仮称）厚木市環境教育等推進協議会を設置するため、厚木市環境教育等推進協議会条例を制定するものです。

2 厚木市環境教育等推進協議会

(1) 構成員

次に掲げる者のうち10人以内をもって組織する。

- ア 公募による市民
- イ 関係団体の代表者（住民自治組織の代表ほか）
- ウ 学校教育及び社会教育の関係者（学校関係者等）
- エ 学識経験者
- オ 市職員（教育委員会職員含む）

(2) 報酬額 会長 8,800円

委員 7,800円

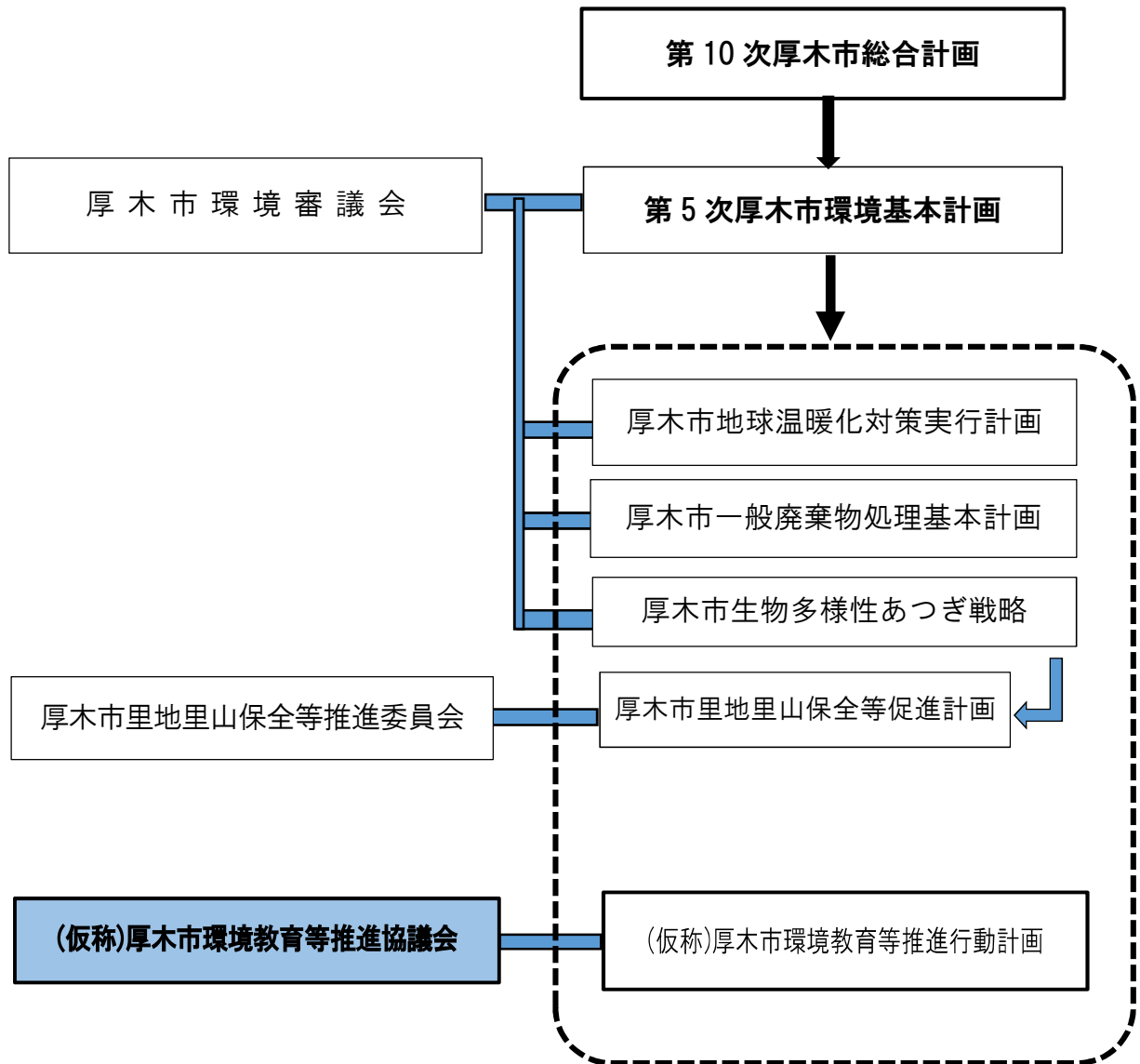
3 施行日

令和4年4月1日

(仮称)厚木市環境教育等推進協議会の位置付け

【 付 属 機 関 】

【 計 画 関 係 】



※行動計画とは市町村における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（基本方針）

第七条 政府は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の動向等を勘案して、定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。

6 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かななければならない。

7 環境大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

（環境教育等推進協議会）

第八条の二 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村

二 当該都道府県又は市町村の教育委員会

三 学校教育及び社会教育の関係者

四 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

厚木市環境教育等推進協議会条例（案）

（設置）

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、厚木市環境教育等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 法第8条第1項に規定する行動計画（以下「行動計画」という。）の作成又は変更に関する事項
- (2) 行動計画の実施に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学校教育及び社会教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長等）

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員（議案に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、環境教育主管課で処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協

議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第100号を第101号とし、第99号の次に次の1号を加える。

(100) 環境教育等推進協議会の委員

第2条第1項中「第99号まで」を「第100号まで」に改め、同条第2項中「前条第100号」を「前条第101号」に改める。

第3条中「第1条第100号」を「第1条第101号」に改める。

第5条第1項中「第100号」を「第101号」に改める。

第6条第1項第1号中「第99号まで」を「第100号まで」に改める。

別表に次のように加える。

100	環境教育等推進協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円